

# 協働のまちづくり指針



～共にあゆむその先に～

青森県野辺地町

## ～ 「 協 働 」 ～

「協働」…、最近よく耳にする言葉ですが、なんとなくイメージが浮かぶようで、説明しようとするとも明確には言えない方が多いと思います。

しかし、私たちは、日頃意識をすることなく「協働のまちづくり」に取り組んでいます。

例えば、自治会や町の呼びかけにこたえて、海岸や河川、地域内の道路、公園等の清掃活動に参加し、自らの手でまちの美化活動に取り組んだ、このことも協働の一つです。また、全町民の取り組みとして、毎月4のつく日を「ノーマイカーデー」とし、通勤等では車の使用を控え、電化製品の電源をこまめに切るなど、省エネ・省資源に努めたり、子ども達が安心して登下校できるよう、通学時の見守り活動を協力して実施するなど、普段の生活の中でも協働は実践されています。

また、町においても、平成23年3月に策定した向こう10年間のまちづくり指針となる「第5次野辺地町まちづくり総合計画」の中で、「共に豊かな協働のまちづくり」を基本目標の一つとして掲げ、同計画の将来像である「笑顔あふれるまちのへじ」を実現するため、町民と行政が一丸となった協働のまちづくりを推進していくこととしました。これまで、「まちづくりシンポジウム」や「まちづくりワークショップ」の開催などにより、協働に対する町民の意識の高揚と将来のまちづくりを担う人材育成に努めているところであります。

この度、町民と行政が協働を念頭においたまちづくりに向けて、同じ方向を目指し取り組みを進められるよう共通のガイドラインとして「野辺地町協働のまちづくり指針」を策定しました。

策定に至るまで幾度の会議に御参加され、御意見をお出しいただいた委員の皆様には感謝を申し上げますとともに、この指針が、誰もが安全で安心して住み続けられる町として、また、次世代の子どもたちが誇りや愛着をもてる町となれるよう、みんなが考え行動していく上で、大いに役立つことを願っております。

野辺地町長 中 谷 純 逸

# 目 次

## 第1章 協働のまちづくり指針策定の背景

1. 野辺地町の現状
2. 協働の必要性

## 第2章 協働のまちづくりとは

1. 協働のまちづくりの定義
2. 協働のまちづくりの目的
3. 協働のまちづくりによる期待される効果

## 第3章 協働のまちづくりを推進するには

1. 協働のまちづくりのイメージ
2. 協働の担い手と役割分担
3. 協働のルール



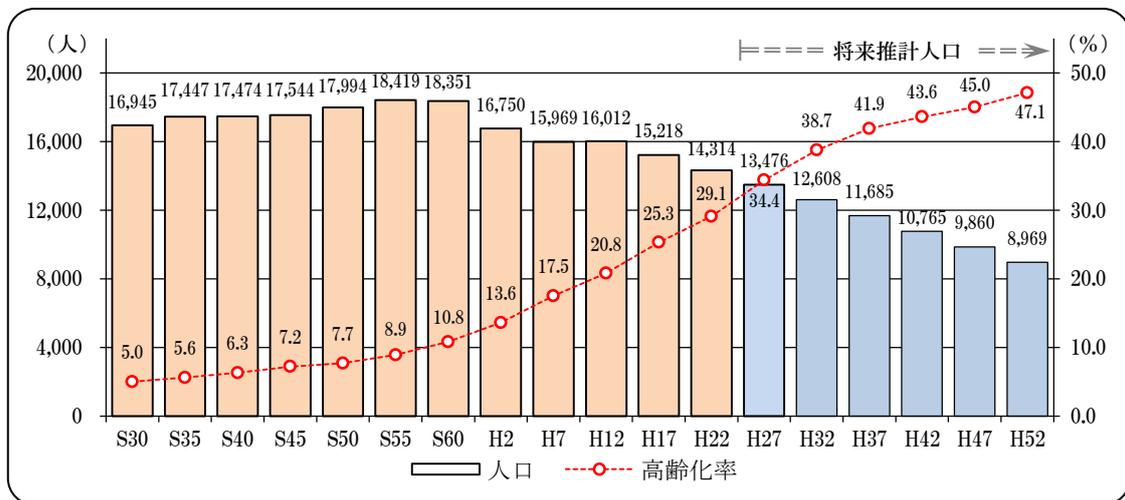
# 第1章 協働のまちづくり指針策定の背景

## 1. 野辺地町の現状

### (1) 人口

当町の人口は、昭和55年の18,419人をピークに以降は減少傾向に転じ、現在（平成22年）は14,314人となっています。また、将来推計人口を見ると、一貫して減少が続き、平成52年では8,969人と向こう30年間で5,345人減少（△37.3%）すると見込まれています。

一方、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、今後ますます上昇を続け、平成52年には47.1%と人口の約過半数を高齢者が占めるとまでされています。



「国勢調査」、「国立社会保障・人口問題研究所」

### (2) 自治組織

#### ①自治会加入率

当町の自治会加入率は、平成26年11月末現在で78.3%となっており、約1/5の世帯が自治会未加入となっています。

平成26年11月末 現在	自治会加入世帯数	総世帯数 ※	自治会加入率
	5,144 世帯	6,569 世帯	78.3%

※ 総世帯数は、住民基本台帳による。

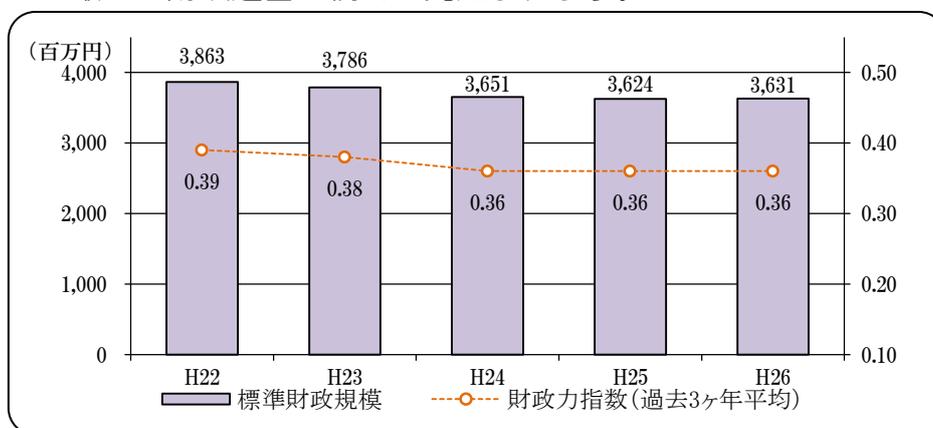
#### ②課題

自治会活動にあたっての課題として、主に以下のような点が挙げられています。

- 自治会の行事に参加する若い人が少ない。
- アパート入居者や高齢者世帯を中心に、自治会未加入者が増えている。
- 役員の成り手がいない。
- 少子高齢化が進み、地域活動が衰退している。
- 防災対策を強化していかなければならない。
- 高齢者世帯の安全・安心確保に努めていく必要がある。

### (3) 町の財政

過去5年間における当町の標準財政規模及び財政力指数を見ると、双方とも減少が続いています。今後、この状況が急激に改善される要素はなく、依然として厳しい財政運営が続くと見込まれます。



- ※標準財政規模：地方公共団体の一般財源（使途が特定されず、自由に使用できる収入）の標準的な大きさを示す指標。
- ※財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数。この指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強いといえます。
- ・類似団体（人口規模、産業構造が似ている自治体）の平成24年度数値（H26 末時点での最新数値）：標準財政規模 4,073 百万円、財政力指数（過去3ヶ年平均）0.46。

## 2. 協働の必要性

本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行は、地域産業の担い手不足や地方自治体の財政規模の縮小など、地域社会・経済に大きな影響を及ぼします。とりわけ、地方自治体の財政は、税収が減少していく一方で、高齢者福祉への対応が増えていくことが必然とされており、行政だけで従来どおりの公共サービスを維持していくことは極めて困難になっていくものと見込まれています。

また、地域コミュニティの一端を担う自治会の運営についても、若者を中心に自治会離れが進み、役員の成り手不足や活動の衰退が懸念されています。

こうした社会環境の変化を十分に意識した持続可能なまちづくりに向けて、町民と行政が協働しながらまちづくりを進めていくことが求められています。

## 第2章 協働のまちづくりとは

### 1. 定義

少子高齢社会や過疎化の進行、高度情報化の進展など社会情勢は日々変化し、それらに合わせて町民一人ひとりの豊かさの定義も変化しており、結果として行政に対する町民からのニーズも多様化してきています。

一方、行財政改革や人口減を受け、行政の資金、人材といった経営資源はさらに縮小することが予想されるほか、地域住民そのものが減少傾向にある中、町民と行政が同じ視点で、地域に対する誇りと愛着を持ち、それぞれの限界や制約（人材・専門知識・情報・技術・資金など）を認識し克服するために、相互に連携・協力し、課題を解決する手段が必要となっています。

本指針では、この“協働”の考え方をまちづくりに取り入れ『町民と町民、町民と行政がそれぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互の信頼関係のもと、お互いに補い合い、協力し合ってまちづくりに取り組むこと』を、協働のまちづくりの定義とします。

この定義の意味をみんなが共有することから、「協働のまちづくり」は始まります。



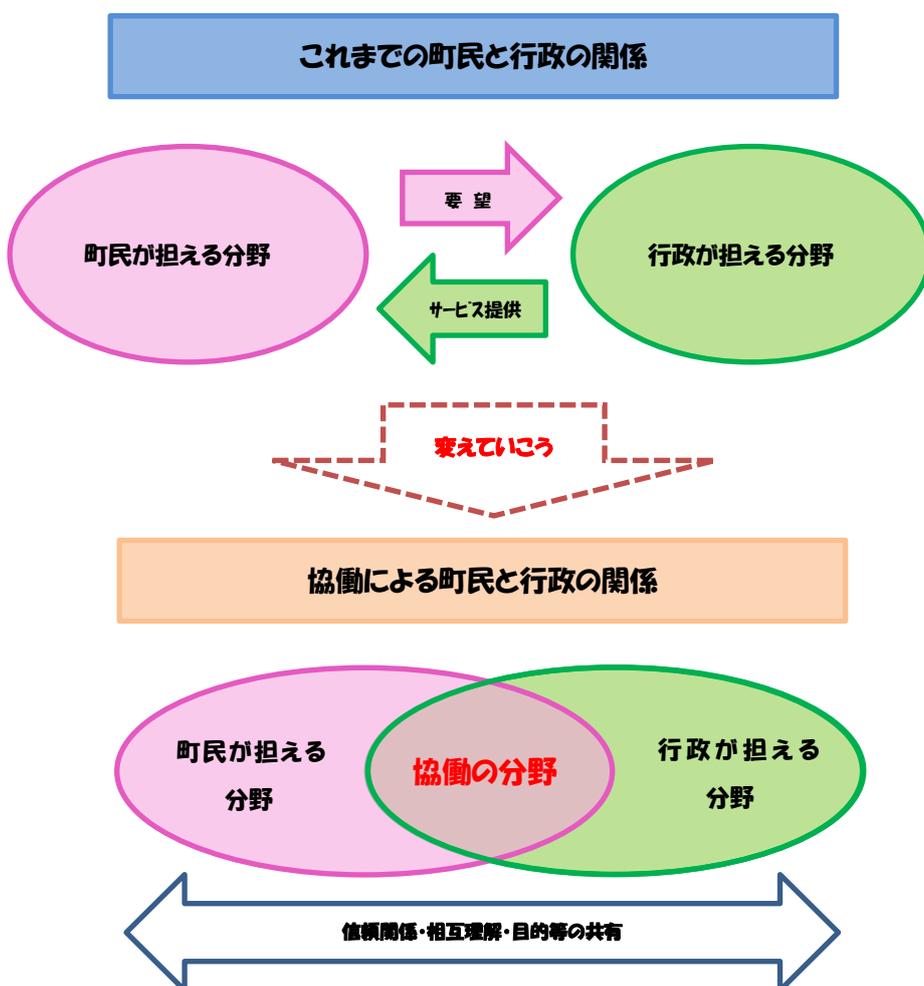
## 2. 目的

町が平成23年3月に策定した「第5次野辺地町まちづくり総合計画」の中で、取り組むべき課題の柱として「住民との協働」、「男女共同参画」、「地域間交流」を掲げ、様々な施策を盛り込み推進していくとしています。

総合計画で掲げる基本目標のうちの一つである「共に豊かな協働のまちづくり」を実現するためには、協働のまちづくりによって『自助・共助・公助』がうまく融合された社会が望まれます。

そのためには、これまでの「公共サービスを行政だけが担う」という行政主導のまちづくりから、「自分でできることは自分が（自助）、それができないときは地域が（共助）、それもできないときには行政が（公助）行う」まちづくりへと、方法を変えていく必要があります。（次章で詳しく説明します）

そして、町民と行政それぞれが持つ専門的な知識や技術、ネットワークなど相互の特徴を活かしながら、前述の定義に沿った「協働のまちづくり」に取り組んでいくことが求められています。



### 3. 期待される効果

町民と行政が『協働のまちづくり』に取り組むことにより、次のような効果が期待されます。

#### ○公共サービスの向上

公平、均一なサービスの提供を基本とする行政では、これまで対応が難しいと考えられていた分野においても、町民と行政が協働のまちづくりに取り組むことにより、町民のニーズに合った迅速かつきめ細かなサービスの提供が期待できます。

#### ○自治意識の高まり

町民一人ひとりがより良いまちづくりを目指して、自主的、自発的に地域の課題解決に携わることで、自分たちの地域社会を主体的に造っていく自治意識が高まり、地域住民の連帯感や地域の実情に応じた新たな地域コミュニティを築いていくことに繋がります。

#### ○相乗効果

協働のまちづくりは、町民と行政の双方向の取り組みであることから、町民には活動の場や機会がさらに拡大するとともに、地域課題に対する関心がより一層高まり、新たな町民活動団体の設立や行政への参加・参画が促進されることが期待されます。一方では、硬直化した行政には柔軟性を持たせるなど、新たなものを生み出す相乗効果が現れます。

#### ○役割分担の明確化

あらゆる分野における協働のまちづくりを通じ、町民と行政の相互理解が進み、公共領域における町民と行政の役割分担が明確になります。

## 第3章 協働のまちづくりを推進するために

### 1. 協働のまちづくりのイメージ（形態）

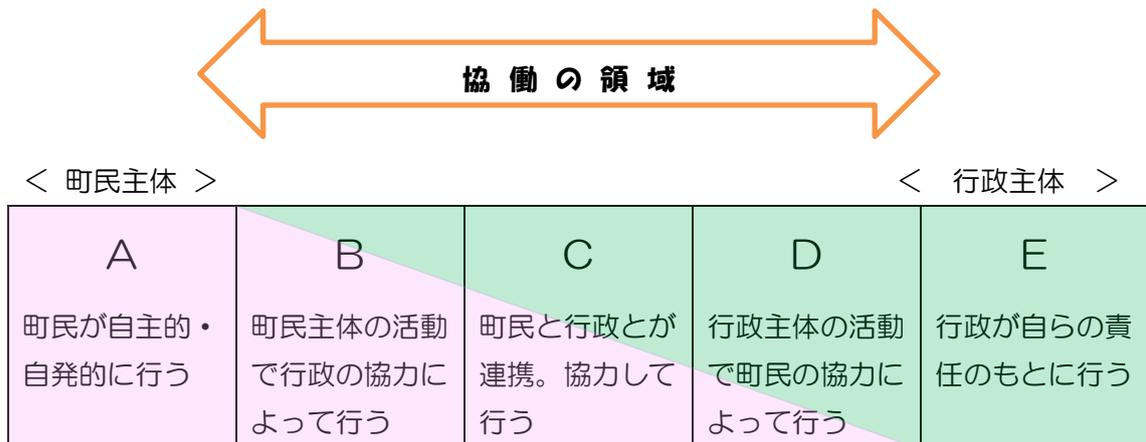
ひとくちに“協働のまちづくり”といっても、色々な形態があります。

私たちは、普段の生活において、自分で解決できることはそれぞれに解決をしています。しかし、誰かと一緒に取り組まなければならないことも多くあります。

また、課題の中身も様々です。

私たちが力を合わせることですぐに取り組めること（A）、課題の解決に向けてお金や人手が必要なこと（C）、町の計画に基づき住民の協力が不可欠なこと（D）、制度・施策などの行政が主体的に行うこと（E）

ここでは、生活上における課題の解決に向けた協働の形態を表しています。



**A**：町民が自らの意思で自発的に行う領域

例) 隣近所等の助け合い、自治会や地区の行事、ボランティア活動等

**B**：町民主体の活動で行政のサポートにより行う領域

例) 補助金を活用した事業、団体等が一同に集まり開催する行事等

**C**：町民と行政がそれぞれの主体性をもとに連携・協力し行う領域

例) イベント企画型実行委員会、町を挙げてのイベント、除雪活動等

**D**：行政主体の活動で町民の協力により行う領域

例) 各種策定委員会への参画、パブリックコメント等

**E**：行政が自らの責任のもとに行う領域

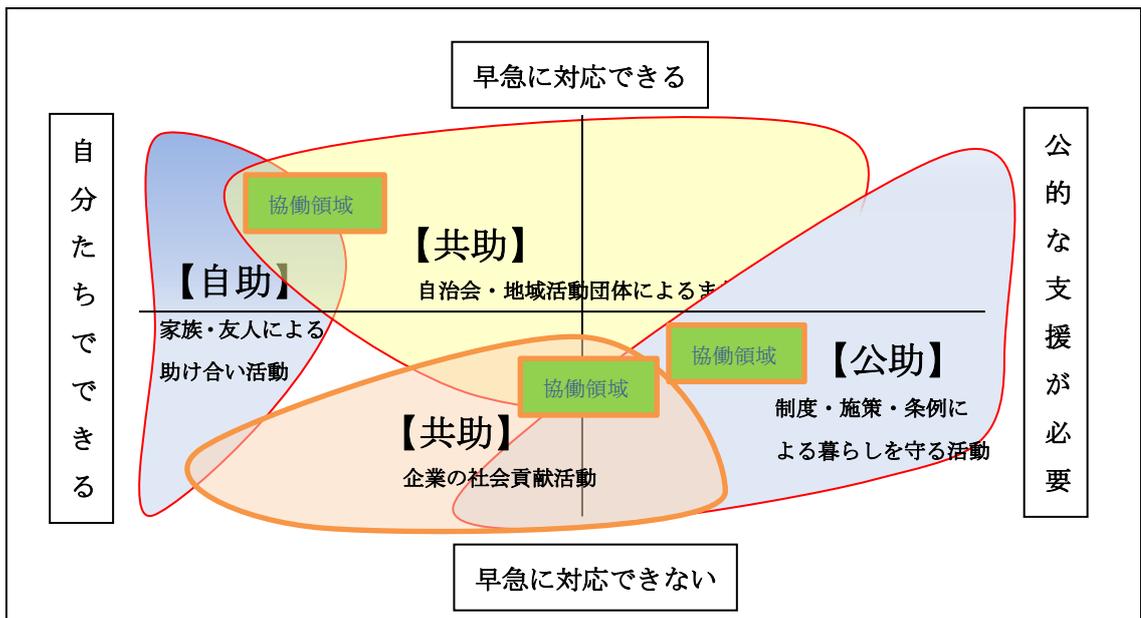
例) 各種公共事業、施設整備事業、許認可、法律や条例の整理等

## 2. 「担い手」と「役割分担」

協働の担い手は、町民と行政です。

協働のまちづくりをより一層進めるためには、協働のまちづくりの目的で述べた「自助・共助・公助」それぞれの立場、役割を明確にし、協働に取り組んでいく必要があります。

※自助・共助・公助の暮らしの中でのイメージ



### ①自助（町民の役割）

・町民は「自分たちでできることは、自分たちで行う」というまちづくりの主体としての自覚と覚悟により、家族や友人との助け合いを含めた地域活動や町民活動に積極的に参加し、主体的にまちづくりに関わり自らの暮らしをより良いものとするよう努めます。

○地域活動・町民活動への参加、まちづくりに関する情報収集 など

### ②共助

・地域活動団体は地域の特性を活かし、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努め、地域の課題を町民同士が助け合い解決していくなど、住民による自治の充実に向けた基盤的な役割を果たすよう努めます。

○町民間交流、地域の課題への取り組み など

・町民活動団体（地域づくり団体、NPO等）は、自らの活動が果たす社会的意義を自覚し、自己責任の下、町民活動によるまちづくりの推進に寄与すること、及びその活動が理解されるよう努めるとともに、自己実現の場や社会参加の機会を提供するよう努めます。

○活動の強化推進、活動の場の提供 など

・企業等は、地域社会を構成する一員として、協働によるまちづくりに関する理解を深め、地域社会に貢献するよう努めます。

○協働への理解、地域社会への貢献活動 など

### ③公助（行政の役割）

・行政は、組織間の連携強化を図るとともに、町民や町民活動団体等と連携し、効率的・効果的な行政運営に努めることはもちろん、個々の町民や町民活動団体では解決できない課題の解決、また協働によるまちづくりに関する共通のルールや制度、環境等の整備、財政的な支援等の施策を総合的かつ計画的に実施し、町民活動の意義について広く啓発するとともに、積極的な情報提供により、協働によるまちづくりの推進に向けた意識高揚を図るよう努めます。

○町民協働の啓発・推進、町民活動への支援 など

## 3. 協働のルール

町民と行政が協働する場合には、次のルールを守り、互いに円滑な関係を保ちながら取り組む必要があります。

### 1. 自立の原則

町民と行政は、それぞれに独立した存在であることを認め合い、相互の意思を尊重しなければなりません。

強制したり、反対できないように誘導するといった関係は、協働ではありません。

### 2. 対等の原則

町民と行政は、互いに対等の関係であることを認め合い、主張すべきことは主張し、妥協すべきことは妥協しながら、協力しなければなりません。

両者の間に直接・間接の上下関係があつて、ものが言えない状況にあつたりする場合は、真の協働とはいえません。

### 3. 補完の原則

町民と行政には、人材、資金、専門知識、情報、技術、ネットワークなどの点で、それぞれに特性があり、また不得手な部分もあります。適切な役割分担によって、互いの長所を生かし短所を補い合いながら、協力しなければなりません。

一方が他方に任せきりにする関係は、協働とはいえません。



- ☆ この指針は、「協働によるまちづくり」を推進していく上で必要な基本的な考え方や推進方法をまとめたものです。この指針がまちづくりについて考えてみる、そして参加してみるきっかけになればと考えます。また、必要があれば随時見直し、その時々々の社会情勢にあつた指針となるようにしていきます。

## 参 考

### ○野辺地町協働のまちづくり指針策定委員会

No.	氏 名	所属団体名等	備 考
1	阿部 瑞子	青森県立野辺地高等学校教頭	
2	角谷 哲仁	活性化プロジェクトのへじ代表	
3	柴崎 秀人	社会福祉法人野辺地町社会福祉協議会事務局長	
4	高田 誓昌	一般財団法人野辺地町観光協会事務局長	副委員長
5	鳥谷部則子	野辺地町図書館調整監	
6	鳴海 孝彦	社会福祉法人青森県社会福祉協議会事務局次長	委員長
7	野田 純未	野辺地町立野辺地小学校PTA副会長	
—	三上 亨	青森公立大学経営経済学部地域みらい学科講師	アドバイザー

（五十音順・敬称省略）

### ○策定の経緯

平成26年

- 7月18日 第1回 指針策定委員会
  - ・委員長、副委員長の選出
  - ・事業趣旨説明
- 9月 1日 第2回 指針策定委員会
  - ・町の現状と課題
  - ・指針（素案）の提示、検討
- 10月31日 第3回 指針策定委員会
  - ・指針（案）の検討
- 12月16日 第4回 指針策定委員会
  - ・指針（案）作成
  - ・公開、意見募集についての確認

平成27年

- 2月2日 パブリックコメントの実施



イラスト提供 青森県立野辺地高等学校家庭クラブ

野辺地町協働のまちづくり指針

～共に歩むその先に～

発効日 2015年(平成27年) 3月

発行者 野辺地町地域戦略課まちづくり担当

〒039-3131

青森県上北郡野辺地町字野辺地123-1

電話 0175-64-2111 F A X 0175-64-7130

E-mail [chiiki-machi@town.noheji.aomori.jp](mailto:chiiki-machi@town.noheji.aomori.jp)